○刑事特別研修要綱の制定について（通達甲）

（平成28年３月14日　刑企発第112号）

（概要）

刑事部及び生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に従事している巡査部長及び巡査の階級にある警察官の中から刑事特別研修員を選考し、捜査技術についての専門的な研修を行うために必要な事項を定めたもの。